

お試しのつもりが 定期購入に

消費生活センター
☎ 443・9078

事例

「お試し実質無料!」「初回限定〇%オフ」といった化粧品や健康食品などのWEB広告を見て、お試し感覚で注文したつもりでも、複数回の購入が条件となる“定期購入契約”を結んでいたという事例が急増しています。

- ◆ 販売価格
- ◆ 支払時期・方法
- ◆ 引き渡し・提供時期
- ◆ 申し込みの撤回や解除方法確認するポイント
- ◆ 1回限りの契約ですか?
- ◆ 回数の指定はありませんか?
- ◆ 2回目はいくらですか?
- ◆ 簡単に、無料で解約できますか?

お得感を強調した
ネット注文は、
注文確定前に必ず確認を

令和4年6月1日から、
特定商取引法が改正され、
通信販売の最終画面（消費

者）が申し込みボタンをクリックすることで契約申し込みが完了する画面）に、次

の内容を明確に表示するこ
とが義務付けられています。
※ 契約によつては、取り
消しや解約ができる場合
があります。一人で抱え
込まず、少しでも不安に
思つたときは、消費生活
センターにご相談ください。

※ 申し込み時は、最終画面のスクリーンショット（画面「コピー」）を撮つてお
くなど、証拠を残してお
きましょう。

※ 契約によつては、取り
消しや解約ができる場合
があります。一人で抱え
込まず、少しでも不安に
思つたときは、消費生活
センターにご相談ください。